

市民税所得割額の確認方法について

※通知書の様式は市区町村により異なります。

金沢市子育て支援課

(1) 給与から天引きされる方（特別徴収）

毎年6月ごろに、会社等から配布される「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書」で確認ができます。

以下の見本に示されている赤枠内に、対象の額が印字されます。

※子ども・子育て支援法により、「住宅借入金等特別税額控除」、「寄附金税額控除」、「配当控除」、「配当割額・株式等譲渡所得割額」、「外国税額控除

等がある場合は、その額を所得割額に含めることとなっています（いずれも、税額控除額⑤の欄に、調整控除と共に合算した額が記載されます）。

なお、赤枠内の額から、「調整控除」として 1,500 円以上の額が控除されますが、おおむね上記の方法により確認ができます。

ふたり親
(父母など) の場合は、
赤枠内の額を
合算してください

【見本①】 決定通知書の場合

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後)		主たる給与以外の合算所得区分	営業所得	農業所得	不動産所得	利配当	雑所得	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
所得	その他の所得計		所得区分													
所得	雑損		障・寡・ひ・勤													
所得	医療費		配偶者													
所得	社会保険料		配偶者特別													
所得	小規模企業共済		扶養													
所得	生命保険料		基礎													
所得	地震保険料		所得控除合計②													
(摘要)																

税額控除前所得割額④	
市民税	税額控除額⑤
所得割額⑥	
均等割額⑦	
県民税	税額控除前所得割額④
税額控除額⑤	
所得割額⑥	
均等割額⑦	
森林環境税額⑧	
特別徴収税額⑨	
控除不足額⑩	
既充当・既委託納付額⑪	
既納付額⑫	
差引納付額⑬(⑨-⑩-⑪)	
変更前税額⑭	
増減額⑮(⑨-⑬)	
変更月	月

【見本②】 決定・変更通知書の場合

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後)		主たる給与以外の合算所得区分	営業所得	農業所得	不動産所得	利配当	雑所得	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
所得	その他の所得計		所得区分													
所得	雑損		障・寡・ひ・勤													
所得	医療費		配偶者													
所得	社会保険料		配偶者特別													
所得	小規模企業共済		扶養													
所得	生命保険料		基礎													
所得	地震保険料		所得控除合計②													
(摘要)																

税額控除前所得割額④	
市民税	税額控除額⑤
所得割額⑥	
均等割額⑦	
県民税	税額控除前所得割額④
税額控除額⑤	
所得割額⑥	
均等割額⑦	
森林環境税額⑧	
特別徴収税額⑨	
控除不足額⑩	
既充当・既委託納付額⑪	
既納付額⑫	
差引納付額⑬(⑨-⑩-⑪)	
変更前税額⑭	
増減額⑮(⑨-⑬)	
変更月	月

※電子データの場合は、以下の様式となります。

--

給与所得等に係る市区町村民税・都道府県民税・森林環境税
特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

市区町村	税額控除前所得割額④	特別徴収税額⑨
税額	税額控除額⑤	控除不足額⑩
	所得割額⑥	既充当・既委託納付額⑪
	均等割額⑦	既納付額⑫
都道府県	税額控除前所得割額④	差引納付額⑬(⑨-⑩-⑪)
	税額控除額⑤	変更前税額⑭
	所得割額⑥	増減額⑮(⑨-⑬)
	均等割額⑦	変更月
	森林環境税額⑧	月

納付額	6月分	12月分
	7月分	1月分
	8月分	2月分
	9月分	3月分
	10月分	4月分
	11月分	5月分

以下の見本に示されている赤枠内から青枠内の額を引くと、対象の額が算出されます。

※子ども・子育て支援法により、「住宅借入金等特別税額控除」、「寄附金税額控除」、「配当控除」、「配当割額・株式等譲渡所得割額」、「外国税額控除」等がある場合は、その額を所得割額に含めることとなっています(いずれも、区分欄に印字されます)。なお、「調整控除」額は含めません。

※区分欄に印字される項目は、個人により異なります。